

みんなの しあわせの ために



おおのじょうし じんけん どうわ もんだいけいはつ さっし
大野城市人権・同和問題啓発冊子

市民のみなさまへ



大野城市では、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きているさまざまな差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして、毎年「人権・同和問題啓発冊子『みんなのしあわせのために』」を作成しています。

この冊子が、みなさんの家庭や地域における人権教育・人権啓発の取り組みに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

【分野別の施策の推進】

- 同和問題
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がいのある人
- 外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者等
- 犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害
- 性的少数者
- さまざまな人権課題

福岡県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会を実現するため、次の施策を推進しています。

「福岡県人権教育・啓発基本指針」を
ご覧になりたい方はこちらから。



【もくじ】

- P1 市民のみなさまへ
- P2 大野城市の取り組み
- P3・4 「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。
- P5・6 ケアするこどもたちを知ってください～ヤングケアラーのこと～
- P7・8 「ハラスメント」は、人権侵害です。しない・させない! ハラスメント
- P9・10 人権問題相談窓口



市の花
ききょう

大野城市の取り組み

市民のみなさんに「人権」について理解していただきたく、次のような取り組みを行っています。

	内 容
学 校	身のまわりの人権問題や、人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例)授業での「人権作文」「人権ポスター」の制作、デートDV防止研修(市内中学校全5校 2年生・教職員)、人権教室や人権の花運動(毎年市内小学校1校ずつ) など
家 庭	家庭で人権問題について話し合ったり、人権の大切さについて考えてもらえるような啓発資料を配布しています。 (例)人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」、男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」、広報「大野城」 など
地 域	地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、講演会の開催や、人権啓発講座の動画配信などを行っています。 (例)コミュニティ別人権・同和問題研修会、人権をまなぶ講座、人権週間講演会 など
市役所・市の施設	市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供を行っています。 (例)街頭啓発、市ホームページでの情報提供、視聴覚教材の貸出 など



「同和問題啓発強調月間／街頭啓発」
(毎年7月) 市内各地で実施



「コミュニティ別人権・同和問題研修会」
(毎年7月) 各コミュニティセンターで開催



「人権週間講演会」
(毎年12月) 講演会等を開催



「人権カレンダーを作ろう！&人権パネル展」
(毎年11月) まどかフェスティバルで実施



「人権をまなぶ講座」
(毎年12月～2月) オンラインによる動画配信

人権・同和問題啓発のための視聴覚教材(DVD・ビデオ等)の貸出を、市内事業所向けに無料で行っています。ぜひ、ご利用ください。 大野城市視聴覚ライブラリー(大野城まどかぴあ総合案内 電話:092-586-4000)

「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。



大野城市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別等の解消に努め、基本的人権が尊重される明るいまちづくりをめざし、「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」を改正した「**大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例**」を制定しました。

改正理由

市は、平成6年に「大野城市人権都市宣言」を行い、平成8年に「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」（以下「市条例」という。）を制定し、人権・同和問題に関する教育や啓発に努めてきました。

しかしながら、近年、急速な情報化の進展に伴い、インターネット上の差別書きこみなど、部落差別をはじめとするさまざまな差別や人権侵害が多数発生し、大きな社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、市では、あらゆる差別や人権侵害のない社会の実現に向けた意志を明確に示し、相談体制の充実、人権教育の推進などの規定を新たに加える市条例の改正を行いました。

- 条例名を「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」から「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」に改めました。
- 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するとともに、あらゆる差別や人権侵害の解消をめざすことを明記しました。
- 差別や人権侵害に関する相談体制の充実や差別を解消するために必要な教育・啓発を推進していくことを明記しました。

主な内容

私たちに求められることは

市では、地域や学校でさまざまな人権問題に関する啓発や教育の取り組みを進めるとともに、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

市民や事業者の皆さんは、互いに基本的人権を尊重し、あらゆる差別や人権侵害を無くすために、自ら差別などを行わないことはもちろん、身のまわりの差別などに気づくことができるよう、人権意識を高めていきましょう。そのためにも人権啓発のための研修や講座への積極的な参加をお願いします。

施行日 令和5年12月21日

大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例

令和5年12月21日施行

全ての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。市民一人一人が人間として尊重される真に豊かな社会の実現は私たちの願いであると同時に責務である。よって、本市においては、人権都市を宣言し、人権意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、急速な情報化の進展に伴い、今なお、部落差別をはじめとする様々な差別及び人権侵害がインターネット等を通じて多数発生しており、人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人一人が人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市は、全ての市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別解消を目的とした法令の理念にのっとり、市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害（以下「あらゆる差別等」という。）を解消するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別等をなくすための施策に積極的に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別等が解消された心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別等に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

第6条 市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民団体及び企業・事業者等との密接な連携による教育及び啓発を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別等の解消及び人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ケアする子どもたちを知ってください ～ヤングケアラーのこと～



ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている18歳未満のこどものことです。家事など負担が大きく、自分のやりたいことが十分にできなかつたり、また、勉強する時間が削られ、学校にも行くことができず、進路に

影響をおよぼしたりもします。また、多くの当事者たちは、自分自身を「ヤングケアラー」と認識していません。



←「ヤングケアラー」をもっと
知りたい方は、こちらから。

子ども家庭庁 ヤングケアラー 検索



「ヤングケアラー」はこんな子どもたちのことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャングル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身のまわりの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※参考：子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) 【障害を障がいと記載】(参照 2024-01-31)

家族の世話も大切ですが、自分のことも大切にできていますか？

～学校のこと～

- ・登校できていますか？
- ・勉強についていけていますか？
- ・部活動に参加できていますか？

～こころと体のこと～

- ・家族の世話で体がきつありませんか？
- ・じゅうぶん眠れていますか？
- ・気分や体調が落ち込んでいませんか？

～友だちとのこと～

- ・友だちと遊ぶ時間はありますか？
- ・家族の世話をしていることを内緒にしていませんか？
- ・自分はひとりぼっちだと感じていませんか？

～将来のこと～

- ・進学、就職できるか不安を感じていませんか？
- ・自分の将来を考える余裕はありますか？
- ・自分以外に家族の世話をする人がいなくて心配になっていませんか？



令和2年度に厚生労働省は「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」を作成しました。「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会^(※注1)、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施しました。

※注1 児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童(要保護児童等)への適切な支援を図ることを目的に、地方公共団体が設置・運営する組織のこと。

【世話をしている家族の有無】

	いる	いない	無回答
中学2年生	5.7%	93.6%	0.6%
全日制高校2年生	4.1%	94.9%	0.9%
定時制高校2年生	8.5%	89.9%	1.6%
通信制高校性	11.0%	88.1%	0.9%

Q：世話をしている家族は誰ですか？

- 1：きょうだい
- 2：父母
- 3：祖父母

Q：きょうだいの世話の理由は？

- 1：幼い
- 2：知的障がい
- 3：精神疾患・依存症（疑い含む）

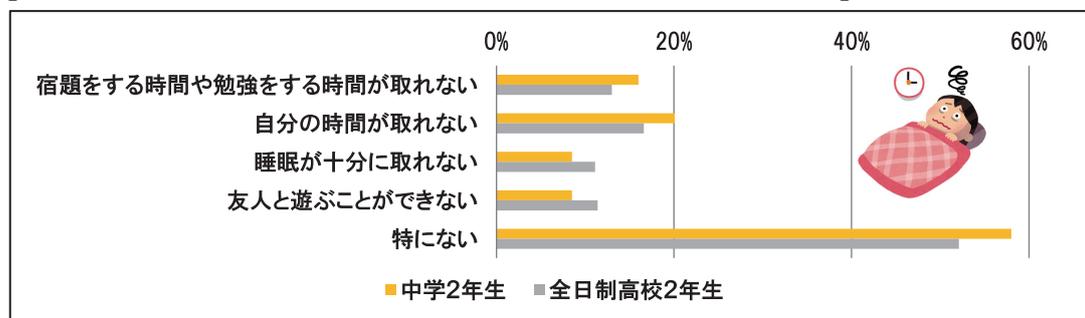


Q：きょうだいの世話の内容は？

- 1：家事（食事の準備や掃除等）
- 2：見守り
- 3：保育園等の送迎

Q：きょうだいに対し1日あたり世話に費やす時間は？
おおよそ平均4時間

【世話をしているために、やりたいけれどできていないこと】



「特になし」との回答が一番多くなっていますが、自分のおかれた状況に認識がなく、「ヤングケアラー」だと気づいていないのかもしれない。

※出典：「ヤングケアラー実態調査に関する調査研究」（令和3年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（参照 2024-01-31）

おとなのみなさまへ

みなさんの周りに、家族の世話をしている18歳未満の子どもを見かけたりしませんか。決して家族の世話が悪いわけではありませんが、世話にあけてくれて、自分のしたいことができない子どもたちがいます。毎日学校には行けずきょうだいの面倒をみている子、病気の両親につきっきりの子・・・など。その子どもたちは、本来学校に通うべきはずなのに通えていない。通うことができない事情があります。ちょっとしたことでかまいません、周囲に気になる子どもがいたら「無理しないでね」や「心配ごととかある？」等、声をかけてあげてください。私たちにできることがあるかもしれません。

【相談窓口】

- 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- 子どもの人権110番（法務省） 0120-007-110

家族の世話を頑張っているあなたへ

大切な家族の世話をがんばっていることは、素晴らしいことです。みんな、あなたに感謝しています。でも「自分の時間がほしい」「友人と遊びにいきたい」「家族の世話がづらい」と思うことはありませんか。そう思うことは自然なこと、悪いことではありません。全部一人で決めなくて大丈夫。自分の素直な気持ちを周りの先生や大人に相談してみてください。あなたの悩みやつらさを解決する第一歩になるかもしれません。

←「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」をもっと見たい方は、こちらから。



文部科学省 ヤングケアラー 検索

「ハラスメント」は、人権侵害です。 しない・させない！ハラスメント

ハラスメントとは、社会的立場や、仕事上の上下関係を背景に、正常な範囲を超えて、ことばや行動、または相手が不快・不安に感じる環境を作ることなどにより、相手に精神的・身体的苦痛を与える行為、組織（職場）環境を悪化させる行為のことです。ハラスメントは職場だけではなく、地域コミュニティや任意団体など、どこでも起こりうる問題です。

◆問題です◆
以下の絵①～⑥はすべて「ハラスメント」の場面です。ア～カのどの場面でしょうか。
(答えは、8 ページ下にあります)

ア：身体的な攻撃型「パワーハラスメント」
イ：精神的な攻撃型「パワーハラスメント」
ウ：理不尽なクレームを言う「カスタマーハラスメント」
エ：腰や尻など触り苦痛に感じる「セクシュアルハラスメント」
オ：妊娠したことによる不利益な取り扱い「マタニティハラスメント」
カ：就職活動中の人格否定「就活ハラスメント」



① 職場の同僚 () ② 部下と上司 () ③ 学生と面接官 ()





④ お客と店員 () ⑤ 同僚と妊婦 () ⑥ 後輩と先輩 ()





※参考：厚生労働省 あかるい職場応援団 (<http://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>) から問題を作成 (参照 2024-01-31)

←「ハラスメント」をもっと
知りたい方は、こちらから。



厚生労働省 ハラスメント 検索

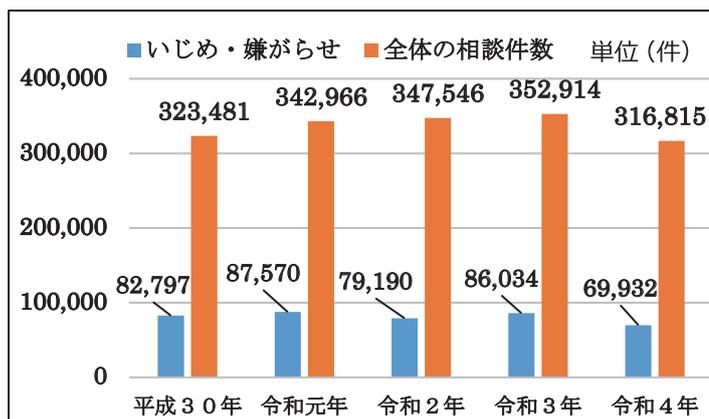
「ハラスメント」が及ぼす影響は？

- ・人間不信
- ・健康状態の悪化
- ・仕事の能率低下
- ・離職による金銭面不安
- ・食欲不振 など

「デメリット」しかありません。



厚生労働省「総合労働相談コーナー」におけるハラスメント(いじめ・嫌がらせ)相談件数



※参考：厚生労働省 令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況のデータからグラフ作成（参照 2024-01-31）

左記は、厚生労働省の「総合労働相談コーナー」で受けた、過去5年間に於ける相談件数の推移です。以下の通り、約2割の相談内容が「いじめ・嫌がらせ」という実態です。

【相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合】

年	割合
平成30年	25.6%
令和元年	25.5%
令和2年	22.8%
令和3年	24.4%
令和4年	22.1%

もし「ハラスメント」にあったらどうしたらいいの？

1 どんなことをされたのか記録する。

いつどこで誰が何を何のためにどのように（5W1H）したのかを記録しましょう。メモや録音など最適な方法で記録を残すことをお勧めします。

2 周囲に相談する。

一人で悩まず、まず同僚や上司に相談しましょう。周りの協力を得ることで、ハラスメントを行う本人が自らの行為に気づく場合があります。

3 会社の窓口や人事担当者に相談する。

上司に相談できない場合は、人事部や社内相談窓口にご相談しましょう。

4 外部の相談窓口にご相談する。

社内に相談窓口がない場合や、社内では解決できない場合は、外部の相談窓口にご相談しましょう。全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーは、無料で相談を受け付けています。

※参考：厚生労働省 あかるとい職場応援団 (<http://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>) から抜粋（参照 2024-01-31）

5 「嫌です」と意志を伝えましょう。

黙っていると事態を悪化させることがあります。「嫌です」と自分の意志を相手に伝えましょう。



【相談窓口】

福岡労働局
総合労働相談コーナー 092-411-4764
みんなの人権110番 0570-003-110

「ハラスメント悩み相談室」は
こちらから



厚生労働省(ハラスメント悩み相談室) 検索

その他にも、こんな「ハラスメント」があります。

- アカデミックハラスメント
教育や研究機関で、優位な立場や権力を悪用し、相手に不利益を与える
- モラルハラスメント
言葉や態度で精神的に追い詰める
- パタニティハラスメント
育児休業制度を利用しようとする男性職員へ嫌がらせをする
- カラオケハラスメント
飲み会等で歌いたくない人に強要する

ほんの一例です。たくさんの「ハラスメント」がまだあります。

【前ページの問題の答え】

①エ・②ア・③カ・④ウ・⑤オ・⑥イ



人権問題相談窓口

令和6年2月現在の情報です。



同和問題(部落差別)・インターネット上の人権侵害 ハラスメント等人権全般に関する相談	電話番号	受付時間
みんなの人権110番(法務省)	0570-003-110	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局 筑紫支局	922-2881	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
ふくおか自殺予防ホットライン 	592-0783	毎日24時間
福岡労働局 総合労働相談コーナー	411-4764	月～金9:00～17:15(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	毎日24時間
法務省(インターネット上の人権侵害) 		

DV・男女共同参画に関する相談	電話番号	受付時間
大野城市まどかぴあ男女平等推進センター (アスカール)総合相談	586-4035	月～金9:00～17:00 (第1水・第3水・祝日・年末年始を除く)
アジア女性センター(ちくし女性ホットライン)	513-7335	月・水・木・金12:00～19:00(祝日・年末年始を除く) 土10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
配偶者暴力相談支援センター (福岡県) 	584-0052	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
配偶者からの暴力相談電話(福岡県) (夜間・休日)	663-8724	月～金17:00～24:00(年末年始を除く) 土日祝 9:00～24:00(年末年始を除く)
あすばる相談ホットライン(福岡県)	584-1266	毎日9:00～17:00(盆・年末年始を除く) 金(祝日を除く)は、18:00～20:30も受付可
春日警察署 生活安全課	580-0110	毎日24時間(緊急の場合は110番へ)
DV相談+(プラス)(内閣府) ※電話・メール・SNS相談(メール・SNS 相談はQRコードから) 	0120-279-889	電話・メール相談/24時間 SNS(チャット) 相談(12:00～22:00)
女性の人権ホットライン(法務省)	0570-070-810	月～金8:30～17:15(祝日を除く)
男性DV被害者のための相談ホットライン	070-4410-8502	火・木18:00～21:00(祝日・年末年始を除く) 土10:00～13:00(祝日・年末年始を除く)
あすばる男性のための電話相談(福岡県)	584-4977	第1・3土14:00～16:00(盆・年末年始を除く) 第2・4金18:00～20:30(祝日・盆・年末年始を除く)
DVをやめたい方の相談ホットライン(福岡県)	090-5303-9394	日・10:00～13:00(年末年始を除く)

外国人のための相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 コミュニティ文化課	580-1876	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局 人権擁護部(日本語)	739-4151	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
法務省 外国語人権相談ダイヤル(多言語)	0570-090911	平日9:00～17:00(年末年始を除く)
アジア女性センター(多言語ホットライン)	513-7333	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン(多言語) 社会的包摂サポートセンター 	0120-279-338	毎日24時間

こども・ヤングケアラーに関する相談	電話番号	受付時間
大野城市子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・就学前の子育て全般)	580-1978	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども相談センター (友人関係・心身の発達・児童虐待等)	585-2460	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども療育支援センター「いちご学級」 (発達相談)	582-2760	月～土9:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
大野城市教育サポートセンター(いじめ・不登校等)	580-1877	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
子どもの人権110番 (法務省:こどもの人権問題全般)	0120-007-110	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	0120-0-78310	毎日24時間(年中無休)
児童相談所全国共通ダイヤル ※最寄りの児童相談所につながります。	189	毎日24時間
福岡県発達障がい者(児)支援センター(福岡地域) Life(ライフ)	558-1741	月～金9:00～17:00(祝日・盆・年末年始を除く)

障がいのある人に関する相談	電話相談	受付相談
大野城市役所 福祉サービス課	580-1852	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡県発達障がい者(児)支援センター(福岡地域) Life(ライフ)	558-1741	月～金9:00～17:00(祝日・盆・年末年始を除く)
ふくし何でも相談(大野城市社会福祉協議会)	501-3311	月～金9:00～17:00 (祝日・年末年始・12:15～13:00を除く)
つくしぴあ(筑紫地区地域活動支援センター)	592-6800	月～土9:00～18:30(祝日・年末年始を除く)

性的少数者(性的マイノリティ/LGBTQ)に関する相談	電話番号	受付相談
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン (福岡県)	080-2701-5461	第1日14:00～17:00(年末年始を除く) 第3水18:00～21:00(年末年始を除く)
LGBT無料電話法律相談(福岡県弁護士会)	070-7655-1698	毎月第2木・第4土12:00～16:00
ふくおかレインボーホットライン (専門相談員)	 090-7493-3487	毎月第1・3火17:00～21:00

犯罪被害にあわれた方の相談	電話番号	受付相談
心のリリーフ・ライン(福岡県警察)	632-7830	月～金9:00～17:45(祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害相談(福岡県警察)	#8103	24時間
性暴力被害者支援センター・ふくおか (福岡犯罪被害者支援センター)	409-8100	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援 センター(内閣府)	#8891 0120-8891-77	

高齢者に関する相談	電話番号	受付相談
基幹型地域包括支援センター (大野城市役所 すこやか長寿課)	501-2306	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
南地区地域包括支援センター	589-2632	月～土8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
中央地区地域包括支援センター	595-6802	
東地区地域包括支援センター	504-5858	
北地区地域包括支援センター	501-3838	

人権問題全般(共通)	電話番号	受付時間
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)



みんなのしあわせのために 令和6年(2024年)3月

発行／大野城市役所 人権男女共同参画課
〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号
(TEL)092-580-1840【直通】 (FAX)092-574-2053
(E-mail) jinken@city.onojo.fukuoka.jp